

タクシー駐停車マナー向上に向けたモビリティ・マネジメントの取組

田中久光 社団法人システム科学研究所
田中 均 京都市都市計画局歩くまち京都推進室
金森敦司 京都市都市計画局歩くまち京都推進室
山崎佳大 京都市都市計画局歩くまち京都推進室
西川孝秀 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局
金澤重之 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局
若本和彦 京都府警察本部交通部交通指導課
加藤隆章 社団法人システム科学研究所
藤井 聡 京都大学大学院工学研究科

背景と目的

京都市では、持続可能な脱「クルマ中心」社会のモデル都市の形成を目指し、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」を推進するため、平成22年1月に「歩くまち・京都」総合交通戦略」を策定した。

また、平成21年に制定された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」において、タクシーは地域の公共交通機関として位置づけられており、同法に基づいて策定された「京都市域交通圏におけるタクシー適正化・活性化地域計画」で、乗場・待機スペース以外の横断歩道直近や交差点内などの駐停車禁止場所での違法な客待ち状態などを改善し、通行障害の解消を目指すこととしている。

このため、タクシー業界団体及び関係行政機関の連携の下、タクシー乗務員に対して、駐停車マナー向上のきっかけとなる情報提供やコミュニケーション等を行うことにより、自発的に駐停車マナーの向上を図る「タクシーMM」を実施した。

四条通の駐停車状況

四条通地図



四条通等まちなか周辺の客待ちタクシーの状況

調査期間：平成22年1月10日～20日 午前9時～午後5時 (京都市サービス事業課調べ)

客待ちタクシー台数 **2,666台**

客待ちタクシーが常態化している場所

- ・四条木屋町～河原町(北側) ・四条河原町交差点
- ・四条寺町(南側) ・四条東洞院～丸丸(北側)

※参考：平成21年度違法駐車等防止指導員活動実績

違法駐車指導	実績合計	1日あたり件数	1人あたり件数
	85,086件	383.1件/日	30.4件/人

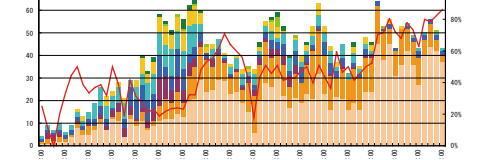
※指導件数には、荷置き車両なども含まれている

四条通の時間帯別・車種別の路上駐停車台数

・路上で駐停車する車両のうち、タクシーが占める割合は終日高い。(平成20年度調査)

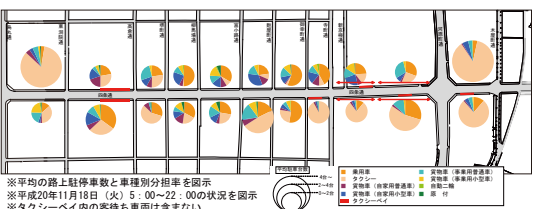
※平成20年11月18日(火) 5:00～22:00の状況をグラフ化

※タクシー以外の客待ち車両は含まない

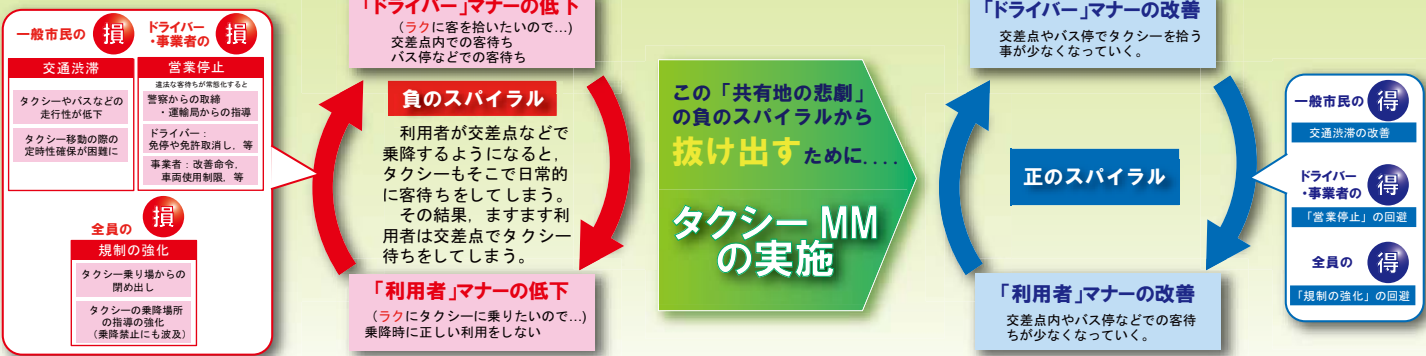


四条通の区間別・車種別の路上駐停車台数 (平成20年度調査)

・丸丸通、河原町通の幹線道路の近くでは、路上駐停車数が多く、特にタクシーが占める割合が高い。



今は負のスパイラルで皆が損をしているが、皆がマナーを守れば、結局は皆が得をする



「タクシー駐停車マナー向上に向けたモビリティ・マネジメント」を実施しました

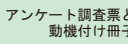
I タクシー駐停車マナー向上に向けたアンケート (平成22年11月10日～12月20日)

■実施の目的

駐停車禁止場所での違法な客待ち状態などを排除することで、通行障害の解消を目指し、タクシー乗務員の自発的な駐停車マナー向上を図るためにアンケートを実施

■実施方法(配布物)

タクシー乗務員の自発的な駐停車マナー向上に向けたアンケート調査票と動機付け冊子を、京都南部地域の全ての乗務員に配布



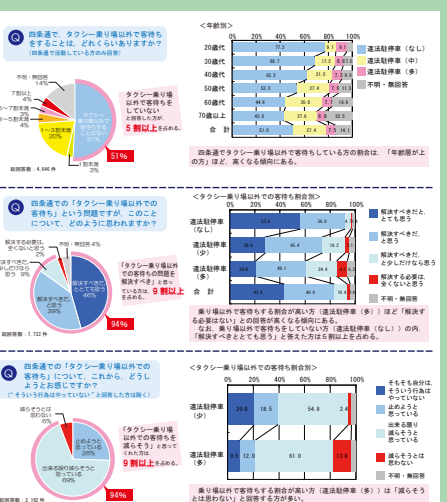
■実施期間

平成22年11月10日(水)～12月20日(月)

■配布数・回収数

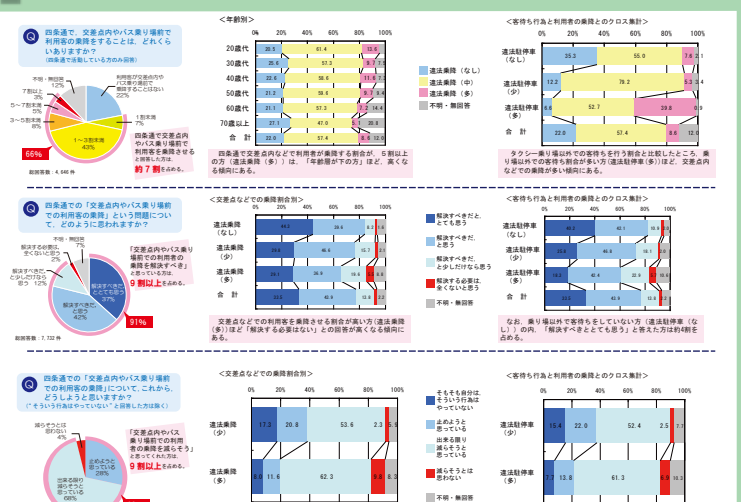
配布数：11,985枚
回収数：7,732枚
(回収率：65%)

アンケート調査結果1 <タクシー乗り場以外での客待ち行為について>



◆四条通でタクシー乗り場以外で客待ちをしていない方は、全体の5割以上います。
◆それ以外の方でも、今後は「タクシー乗り場以外での客待ちは解決すべきだ」「タクシー乗り場以外での客待ち行為を止めようと思う」と、9割以上の方が駐停車マナー向上に賛同して頂けました。
◆ただ、「減らそうとは思わない」との回答が一部の方(69%・124人)からあり、そのような行為・発言が業界全体のイメージダウンにならないよう、今後も事業者やまわりの人の方も借りながら、マナー向上を進めていく必要があります。

アンケート調査結果2 <交差点内やバス乗り場前での利用者の乗降について>



◆四条通の交差点内やバス乗り場前、利用者を乗降させたことがある方は、全体の約7割以上です。
◆今後は「交差点内やバス乗り場前での乗降問題は解決すべきだ」「交差点内やバス乗り場前での乗降止めようと思う」と、9割以上の方が乗降時のマナー向上に賛同して頂けました。
◆ただ、「乗車拒否やトラブルになるお客様への指示には逆らえない」「客待ちしている車で停める場所がない」などといった意見もあり、今後は、タクシー乗務員だけではなく、利用者も含めたマナー向上を進めていく必要があります。

II タクシー駐停車マナー向上キャンペーン (平成22年11月29日～12月6日)

■実施の目的

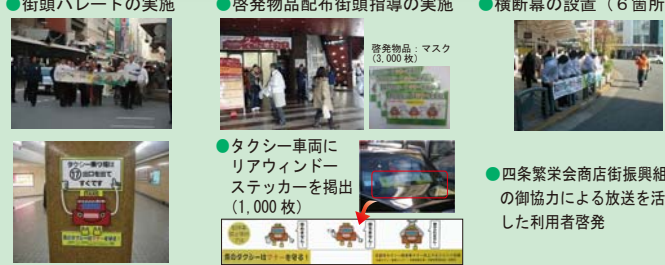
タクシー乗務員の駐停車マナーの向上及びタクシー利用者の乗降マナーの向上を図るためキャンペーンを実施

■実施期間

平成22年11月29日(月)～12月6日(月)

■実施内容

- タクシー乗り場への誘導案内の設置(8箇所)
- 街頭パレードの実施
- 啓発物品配布街頭指導の実施
- 横断幕の設置(6箇所)
- タクシー車両にリアウィンドーステッカーを掲出(1,000枚)
- 四条繁栄会商店街振興組合の御協力による放送を活用した利用者啓発



実施の効果等

違法駐車等の巡回指導員からは、「タクシー乗り場以外での客待ちタクシー車両の台数は減少している」との報告が挙がっており、タクシー利用マナーの啓発活動も含めた一連のタクシーMMの成果と推察される。

「タクシー業界団体」という「組織」を通じて働きかけを行ったため、個々のタクシードライバーへの情報到達率が高く、効率的なコミュニケーションを図ることができた。

「京都市タクシー駐停車マナー向上マネジメント会議」のメンバー

京都タクシー業務センター、社団法人京都乗用自動車協会、全京都個人タクシー共済協同組合、協同組合京都個人タクシー協会、京都市個人タクシー事業協同組合、協同組合京都個人タクシー協会、個人タクシー互助協同組合、国土交通省近畿運輸局京都運輸支局、京都府警察本部交通部交通指導課、京都市都市計画局歩くまち京都推進室、京都市行財政局サービス事業推進室、京都市交通局自動車部